六項とし、同条第十三項中「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十五項第三号」を「第十七項第三号」に改め、同項第二号中「第十六項」を「第十八項」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、「第四号並びに」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第七十条の二の三第十項第二号」を「第七十条の二の三第十二項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第三項又は第四項の規定により結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8　前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

第七十条の四第十項第三号中「（平成二十五年法律第百一号）」を削る。

第七十条の六の八第二項第二号ロ及び第二十七項、第七十条の七第二項第四号及び第三十五項並びに第七十条の七の五第二項第二号及び第二十六項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第七十条の八第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十条の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十五項」を「第七十条の二の二第十七項」に、「第七十条の二の三第十四項」を「第七十条の二の三第十六項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第十九項」を「第七十条の二の二第二十一項」に、「第七十条の二の三第十八項」を「第七十条の二の三第二十項」に改める。

第七十一条の二中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第七十二条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第七十六条第一項第二号及び第二項第一号中「同項第十一号」を「同項第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百六十四条に規定する組合、同法第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分若しくは同項第五号に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者又は同項第十号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第二号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該除却敷地持分又は非除却敷地持分等を与えられることとなる者が取得する同号の土地に関する権利の価額のうち同法第二百五条の差額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

一　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百八十九条第一項に規定する敷地権利変換手続開始の登記

二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百四条第一項に規定する敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記

第七十七条及び第七十八条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十七項」に、「若しくは第二十四条第一項の認定又は同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に係る同法第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項」を「又は第二十四条第一項」に、「に係るものであつて同法」を「（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。）に係るものであつて産業競争力強化法」に改め、同条第二項中「第二条第二十六項」を「第二条第三十一項」に改め、同条第三項中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十条の二の次に次の一条を加える。

（医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十条の三　再編計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項に規定する再編計画をいう。以下この条において同じ。）の同項の認定（同法第十二条の六第一項の変更の認定を含む。以下この条において「再編計画の認定」という。）を受けた医療機関の開設者（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に当該再編計画の認定を受けた者に限る。次項において同じ。）が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業をいう。次項において同じ。）に必要な土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2　再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

第八十三条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二の二中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条を第八十三条の二の三とし、第八十三条の二の次に次の一条を加える。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の二の二　都市再生特別措置法第百九条の七第二項第一号に規定する者が、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき、同条第二項第二号に規定する土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る同法第百九条の九の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定の登記にあつては千分の五とする。

第八十三条の三第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三の見出し中「移転登記」を「移転登記等」に改め、同条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「土地について」の下に「所有権の保存の登記（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限る。）又は」を加え、「相続による土地の所有権の移転の」、「当該土地の当該」及び「当該土地の相続による所有権の移転の」を「これらの」に改める。